特定家畜伝染病防疫指針の見直しについて(案)

令和 6 年 6 月 27 日 農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局

1 背景・経緯

- (1) 「特定家畜伝染病防疫指針」(以下「防疫指針」という。)は、7疾病について策定されており、家畜伝染病予防法(以下「法」という。)第3条の2第6項に基づき、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされている。
- (2) これまでの各疾病の発生事例での課題を踏まえ、発生時の家畜の所有者の 責務や手当金の減額事例を周知するとともに、飼養衛生管理基準の遵守状況 等の改善を図る必要がある。
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針については、令和4年度シーズンの国内における過去最多の発生で明らかとなった発生の予防及びまん延防止に係る課題や飼養衛生管理支援システムの開発状況等を踏まえ、見直しを図る必要がある。
- (4) 豚熱及びアフリカ豚熱に関する防疫指針については、両疾病の国内外での 発生動向等を踏まえ、現場の作業効率化を図る必要がある。
- (5) 牛疫、牛肺疫及び口蹄疫に関する防疫指針については、前回改正から3年 が経過することから、本年に再検討する必要がある。
- (6) これらのことから、昨年度変更を行った牛海綿状脳症を除く6疾病の防疫指針について、所要の変更を行うこととしたい。

2 変更の方針(留意事項含む)(案)

以下の事項を中心として変更を検討することとしたい。

- (1)全防疫指針共通
 - ① 法2条の2に規定する家畜の所有者の責務等を明記
 - ② 家畜の所有者に対して、疾病の発生やまん延防止のために必要な措置を講じなかった場合、手当金等が減額される旨を周知するよう追記
 - ③ 焼却施設の利用について、法21条に基づく都道府県知事から市町村長への協力規定を追記
 - ④ 移動制限区域外からの敷料等の移動制限の緩和
 - 5 大規模農場においては、発生後の再導入後に農場管理獣医師の立会いの 下、家畜防疫員が飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う旨を追記
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
 - (1) 飼養衛生管理支援システムの活用を追記
 - ② 定点モニタリング及び強化モニタリングの見直し
 - ③ 非商用の小規模農場における発生時には制限区域を設置しない規定の 新設
 - ④ 発生の監視を強化する監視強化区域を新設するとともに、各制限区域解 除要件を見直し
 - ⑤ 移動制限区域内の肉用鶏について搬出制限区域内の食鳥処理施設に出 荷できる規定の新設
 - ⑥ 疑似患畜の化製処理に関する規定の新設
 - ⑦ 低病原性鳥インフルエンザの疫学関連家きんの定義(180日以内)の 見直し
 - ⑧ 搬出制限区域解除検査及び監視強化区域解除検査の新設
- (3) 豚熱

免疫付与状況確認検査の結果の取りまとめを基に、検査の実施頻度に ついて検討

(4)口蹄疫

都道府県による臨床検査において、抗原検出キット使用時に動物衛生課と 協議する旨追記

(5) アフリカ豚熱

発生農場の浄化処理施設を稼働させながら豚等の排せつ物の処理を行う 場合の対応について追記 (豚熱指針も同様)

(6) 牛疫 特定症状の追記

(7) 牛肺疫 特定症状の追記

3 今後のスケジュール(案)

- (1) 家きん疾病小委員会及び牛豚等疾病小委員会において、変更の方針について議論を行う。
- (2) 併せて、都道府県への意見照会及びパブリックコメントの手続を進める。
- (3)(1)及び(2)の結果を家畜衛生部会に報告し、変更の方針について答申を得た後、速やかに改正(9月目途)を行う。